

保護者の皆様

稲沢市教育委員会
教育長 広 沢 憲 治

生成AIの利用について

日頃は、稲沢市教育委員会の所管する取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されました。これを受けて、稲沢市における生成AIへの対応は下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成AIの利用について

県教育委員会は、「保護者の十分な理解の下、生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。また、児童生徒が将来、生成AIを利用する可能性があることも踏まえ、稲沢市の小中学校においては、生成AIの活用を「情報モラル・リテラシー」の指導上必要な場合に限定したいと考えております。

2 学校外での生成AIの利用について

ご家庭等でお子様に生成AIを利用させる場合には、以下をご確認ください。

(1) 学校からの課題に対して

レポートや感想文等の課題に対して、生成AIによる生成物やインターネットからダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、自分のためになりません。また、コンクール等によっては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成AIの概要

対話型生成AIは、「統計的にそれらしい応答」を生成するものです。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性が常にありますので、あくまでも「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめ、最後は自分で判断することが必要です。

(3) 生成AIツールの利用規約

各社より提供されている生成AIは、年齢制限があり、保護者の同意が必要な場合もあります。利用する際には利用規約を確認し、遵守してください。

(4) 情報の保護

生成AIに入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成AIの機械学習に利用されることがあり、生成AIの回答として出力されるリスクがあります。

(5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成AIから生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意してください。

(連絡先) 教育委員会学校教育課 電話 0587-32-1111 内線 459

(この文書は、文書事務改善の一つとして、公印を省略しております。)